

あなたの愛犬がみんなから好かれるために

人と動物が共に生きていくける社会を目指しましょう



1

犬の習性を正しく理解し、愛情をもって終生飼うこと。

家族の一員として愛情を持って亡くなるまで飼育することはもちろんのこと、地域社会の一員として「しつけ」や「正しい飼い方」をしましょう。

2

犬の感染症等病気の知識を持ち、適切な「予防」「治療」を受けさせること。

伝染病予防、犬フィラリア症の予防等、適切な犬の健康管理に努めましょう。動物から人へうつる病気(動物由来感染症)もあります。手洗い、飼育施設の清掃に努めましょう。

3

犬の繁殖制限に努めること。

犬にも家族計画！不幸な犬をつくらないためにも、メスもオスも不妊・去勢手術を受けさせましょう。犬を捨てることは犯罪です。



4

犬の所有者を明らかにするよう努めること。

犬を飼ったら市町に必ず「犬の登録」をすると共に年1回の「狂犬病予防注射」を受けましょう。鑑札や注射済票が交付されたら、首輪などにしっかり付けておきましょう。マイクロチップを装着するよう努め、所有者の情報を登録しましょう。

5

犬を放し飼いにしない！

犬は係留するか、もしくは迷子にしない方法(囲い、ゲージ等)で飼うこと。散歩のときも、リードを付けましょう。

※放し飼いは10万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。



6

排せつ物の処理は適切に行うこと。

散歩中の犬の「ウン」は、飼い主の責任で必ず持ち帰り、適切な方法で処理しましょう。

※家の決まった場所でトイレをするようにしつけるのもよいでしょう。



犬が家族の一員として飼われるようになり、ますます飼い主のモラルが問われています。
犬も地域社会の一員として、周囲の人々に迷惑をかけず、快適かつ楽しくともに暮らしましょう！

あなたの愛猫がみんなから好かれるために



人と動物が共に生きていくける社会を目指しましょう



おまけ：猫に無責任にエサだけ与えている方へ！

その①

飼うなら責任を持って下記の6か条を守り、周辺住民に迷惑をかけないように飼いましょう！

1

猫の習性を正しく理解し、愛情をもって終生飼育すること。

家族の一員として亡くなるその日まで愛情をもって飼育することはもちろんのこと、猫の習性を正しく理解し、適正な飼育に努めましょう。

2

猫について、感染症等病気の知識を持ち、適切な「予防」「治療」を受けさせること。

猫特有の伝染病の予防やノミの駆除等、健康管理に努めましょう。また、動物から人へうつる病気(動物由来感染症)について正しい知識をもち、手洗いや飼育施設の清掃に努めましょう。

3

猫の繁殖制限に努めること。

猫も「家族計画」！不幸な猫をつくらないためにも、オスもメスも不妊・去勢手術を受けさせましょう。「捨て猫」は犯罪です。



4

猫の「室内飼い」に努めること。

猫は環境を整えれば室内でストレス無く安心して過ごせるようです。あなたの猫を交通事故や猫白血病などの伝染病感染の危険から守ることにもつながります。

5

猫の所有者を明らかにすること。

猫の首輪などに「迷子札(連絡先などを記入)」をつけておくと安心です。マイクロチップを装着するよう努め、所有者の情報を登録しましょう。



6

「トイレの躊躇」をして飼うよう努めること。

専用トイレを室内の落ち着ける場所に用意し、決まった場所でさせるようにしましょう。猫は比較的簡単にトイレを覚えます。近所に「猫の糞」で迷惑をかけることもありません。



おまけ：猫の侵入被害の自己防衛対策

その②

①猫の嫌がる光や超音波のできる電気器具を猫の進入口や通り道に置く。

②「猫よけブラッシュ」を猫の進入口や通り道に置く。

目がビー玉でダンボールまたはベニヤ板製の猫の形をしたもの。目の光を嫌がるらしい。

③猫の嫌がる「におい」のするものを、進入口や通り道に置く。

例えば、猫の忌避剤、コーヒーのだしががら、薄めた園芸用木搾液、容器に入れたお酢など。

④「プラスチックのスパイク状マット」を通り道に置く。

⑤空き缶にコインなどをいれて、猫がはいってきたら猫の近くに投げる。(猫にあたらないように)



周囲の人々に迷惑をかけず、みんなが快適かつ楽しく過ごせるように、猫と暮らしましょう。